

# 事業主の皆さまへ

## 障害者の求人募集時における 個人情報の取扱いに関するお願い

現在施行されている改正個人情報保護法において、障害に関する情報は「要配慮個人情報」として規定されており、その情報を収集するにあたっては、事前に本人の同意を得る必要があるため、要配慮個人情報を含む「障害者手帳の写し」等を一律に必要応募書類として設定することはできなくなっています。

採用選考の際、どのような情報が必要となるか、収集目的を示し、必要な範囲で障害の状況や配慮事項等を確認する手段を「求人条件特記事項」欄等に記入し、本人の同意を得た上で収集するようお願いいたします。

障害者手帳等には、大変重要な個人情報が記載されているため、障害者のプライバシーへのご配慮をお願いいたします。

……求人申込書【第20欄 求人条件特記事項】の記載例……

業務遂行上の合理的配慮等の確認のため、障害の状況(障害種別や程度)や配慮事項等を可能な範囲で応募書類にご記入いただくかお申し出ください。

東京労働局・都内ハローワーク

